



WIAS

早稲田大学高等研究所  
Waseda Institute for Advanced Study

# TPP時代の外国投資保護－ICSID仲 裁の事項管轄

2013年12月18日

早稲田大学高等研究所 石川知子

# TPP時代(1)

## 投資協定仲裁に対する認識の高まり

### ■ 日本のTPP交渉参加等を契機とした、ISDS条項への関心の高まり



# TPP時代(2)

## 我が国の投資協定の拡大

- 日ミャンマー投資協定署名(2013年12月15日)
- 日中韓投資協定署名(2013年5月)
- TPPにもISDS条項が入る見込み→米国、カナダ、オーストラリア及びニュージーランドとの関係で新たにISDS仲裁が利用できる可能性
- 日EU経済連携協定(EUカナダFTAには投資保護規定につきISDS条項あり)
- ASEAN諸国との間の経済連携協定、投資協定はISDS仲裁を規定(フィリピンを除く)
- 日ロシア投資協定-広範な投資紛争を規定(「いずれかの締約国の投資家が行う投資から生じる法律上の紛争」)
- 日韓投資協定
- 日スイスEPA投資章



# 日中韓投資協定の成果(1)

## ☛ 投資家対国の仲裁の対象となる紛争の範囲拡大(対日中BIT比)

日中投資協定(1988年)の下でISDS仲裁の対象となる「紛争」(第11条2項)

第五条3(違法な**収用**の禁止)にいう**補償の価額に関する**いずれか一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国その他の当該他方の締約国の法令により補償の義務を負う者との間の**紛争**

☛「補償の支払時期が到来しているか否か」について仲裁廷が判断する余地はあり(Tza Yap Sum v. Peru (2009); Renta 4 v. Russia (2009))。しかし、「収用の成否」又は「収用の適法性」につき判断できるとされる可能性は低い。

日中韓投資協定の下でISDS仲裁の対象となる「紛争」(第15条1項、3項)

一の締約国と他の締約国の投資家との間の紛争であって、当該投資家又は当該一の締約国の領域内にある当該投資家の投資財産について、この協定に基づく当該一の締約国の義務の申し立てられた違反により損失又は損害が生じているもの

※一定の例外あり

- ◆ 知的財産権保護及び信用秩序維持に係る一定の措置は対象から除外
- ◆ 租税に係る課税措置は、これらが収用と補償規定の適用を受ける限りにおいて対象

# 日中韓投資協定の成果(2)

## \* 補足(ICSID仲裁)

■ ICSID条約は、紛争当事国(投資受入国)及び紛争投資家の母国双方がICSID条約の加盟国である場合に可能。


1) 中国はICSID条約加盟国(1993年)であるが、加盟にあたり次の留保を置いている:「中国政府は、収用又は国有化の結果としての補償に関する紛争のみをICSIDの管轄に従わせるとの意図を有する」。

2) 日中韓投資協定第15条3(b)「ICSID条約が利用可能である場合には、ICSID条約による仲裁(に投資紛争を付託する)」

▣ 対中国との関係でICSID仲裁が利用できるか否かは不明確?(P. Hodges et al., 'Arbitration Note: Trilateral Investment Agreement signed by China, Japan and South Korea' (26 June 2012))

▣ 日中韓投資協定がICSID条約の中国の留保に優先するとの解釈が妥当(「利用可能」の解釈)

# ICSID仲裁の成立要件

- (1) 当該紛争の両当事者がICSID仲裁に書面により合意していること – 同意は投資協定、契約、又は投資受入国の国内法において与えられる
- (2) 当該紛争が、ICSID条約締約国と、他の締約国の国民との間の紛争であること(締約国はその行政区画又は機関が仲裁手続の当事者となることを承認しセンターに通知できる) – ICSID条約は150カ国が批准(2013年11月1日現在)。カナダについても2013年12月1日に同条約が発効。
- (3) 当該紛争が、「投資から直接生じる法律上の紛争」であること  
 論点: 申立人投資家が侵害されたと主張する資産がICSID条約上「投資」と認められるか否か



# 投資仲裁廷による管轄拡大(1)

## *Abaclat*事件・*Ambiente*事件

アルゼンチンによる国債デフォルト(2001年)に起因する3つの投資協定仲裁提起(いずれも国際投資紛争解決センター(ICSID)に係属)

(a) *Abaclat and others v. Argentina*, ICSID Case No. ARB/07/5

(b) *Ambiente Ufficio S.p.A. and others v. Argentina*, ICSID Case No. ARB/08/9

(c) *Giovanni Alemanni and others v. Argentina*, ICSID Case No. ARB/07/8

# 投資仲裁廷による管轄拡大(1)

## Abaclat事件・Ambiente事件

### 1. 事実関係

- (1) アルゼンチンによる国債発行(殆どが外債)
- (2) アルゼンチンによる国債不履行(2001年12月)
- (3) 第1回のエクスチェンジオファー及び、Law 26017 (緊急法)の制定:政府によるさらなる交渉、和解等の禁止(2005年)
- (4) アルゼンチン・イタリア二国間投資協定に基づくICSID仲裁の提起(2006年)
- (5) 第2回のエクスチェンジオファー(2010年)、申立人一部脱退



# 投資仲裁廷による管轄拡大(1)

## Abaclat事件・Ambiente事件

## 2. 主要な争点

- (1) ICSID仲裁における集团的仲裁手続の可否
- (2) 国債に係る権利がICSID条約、又は投資協定の適用を受ける「投資(財産)」と認められるか否か
- (3) アルゼンチンによる条約違反につき一応の証明(*prima facie* proof)があるか否か
- (4) 紛争解決条項における仲裁前提条件の成否

# 投資仲裁廷による管轄拡大(1)

## Abaclat事件・Ambiente事件

### アルゼンチン国債の投資該当性

1. ICSID条約25条1項の「投資」該当性：**肯定**
  - 1) 同条同項が、BITに加え独立の要件を規定するものか否か→「ICSID条約25条は、アルゼンチン・イタリアBITの関連する規定に加え、またこれを超えた独立の要件を規定するもの」(Ambiente事件決定)
  - 2) 独立の要件を規定するものであった場合、その要件は何か
    - (i) Salini基準((a) 金銭又はその他の資産による出資、(b)一定の期間にわたるものであること、(c)危険負担の要素があること、(d)投資受入国の経済発展に寄与するものであること)→不採用
    - (ii) 25条の「投資」概念＝「経済活動の外側縁から生じる極端な事例」のみを管轄の外に置く極めて広範な概念である」

# 投資仲裁廷による管轄拡大(1)

## Abaclat事件・Ambiente事件

### 2. アルゼンチン・イタリアBIT1条の投資財産該当性：**肯定**

- 1) 同BIT1条は広い投資財産のカテゴリーを置き、国債はこれに当てはまる。
- 2) 「(投資受入国の)領域において」投資されたものであるとの要件(「地理的関連性要件」)も満たす。
  - i. 投資がどの国の領域において行われたかの決定的な基準は、それが物理的にどこに存在するかではなく、かかる投資によってどの国が利益を享受するかである。
  - ii. 国債発行プロセスは「アルゼンチンの財政難に対処するための資金調達」のために行われたものであり、この点で同国の経済発展に寄与するものである。
  - iii. Fedax対ベネズエラ事件管轄判断：「重要なことは、資金がその貸付の受益者であるベネズエラによって、その行政運営の必要を賄うために使用されるということである。」

← Abi-Saab反対意見：地理的関連性要件を満たすためには、当該投資が投資受入国の領域内の特定のプロジェクト、企業又は経済活動に用いられることが必要である。

# 投資仲裁廷による管轄拡大(2)

## Deutsche Bank事件

### 1. 事実関係

- (1) Deutsche Bankと、スリランカの国営石油会社であるCeylon Petroleum Corporation (CPC)との間の**ヘッジ契約**(石油価格上昇リスクに対処)
- (2) 当初:石油価格 > オプション行使価格 → Deutsche BankがCPCに支払
- (3) その後:石油価格 < オプション行使価格 → CPCによる支払、その後不履行。  
Deutsche Bankによる契約解除
- (4) スリランカにおいて、Deutsche Bank、Standard Chartered Bank (SCB)及びCitibankと締結したヘッジ契約につき、CPCの締結権限等を争う訴訟提起 → 裁判所による支払差止命令等
- (5) スリランカ中央銀行による取引査察報告書
- (6) SCBによるイングランド高等法院への訴訟提起・Citibankによる商事仲裁提起 (相手方はいずれもCPC)
- (7) Deutsche Bankが、CPC、スリランカ裁判所及び政府の一連の行為が、公正衡平待遇義務違反等スリランカ・ドイツBITの義務違反を構成するとして、ICSID仲裁を提起

# 投資仲裁廷による管轄拡大(2)

## Deutsche Bank事件

### ヘッジ契約の投資該当性

#### 1. ICSID条約25条1項の投資該当性：**肯定**

##### 1) 本件ヘッジ契約は純粋な商業的契約か否か：**否定**

- (i) 2年にわたって交渉された結果締結
- (ii) 内閣の審議会(study group)の意見を踏まえて締結
- (iii) 国益を推進するためにスリランカの最高権力によって審査及び許可をされた契約である

##### 2) スリランカへの貢献という要件を満たすか否か：**肯定**

- (i) 重要なのは、投資家が積極的に投資受入国の経済的・社会的発展に貢献したか否かではなく、投資家によるコミットメントの存在自体である
- (ii) 本件ヘッジ契約は、国益のために計画され実行されたものであるから、この要件を満たす

# 投資仲裁廷による管轄拡大(2)

## Deutsche Bank事件

### ヘッジ契約の投資該当性

#### 2. ドイツ・スリランカBIT1条1項の投資財産該当性：**肯定**

##### 1) 貸付は同条同項にいう投資財産にあたる

- (i) CSOB対スロバキア事件:「『資産』及び『金銭債権又は請求権』といった広範な用語は明らかに貸付を含む」
- (ii) Alpha Projectholding 対ウクライナ事件:金銭消費貸借契約は投資と観念され得る

##### 2) 地理的関連性要件：肯定

- (i) 純粹に金融の性質を有する投資については、地理的関連性要件の判断基準は資本がどこに利益をもたらし使用されるかである。
- (ii) 本件ヘッジ契約の履行としてDeutsche Bankが支払った資本は、石油資本に依存するスリランカ経済に資金を提供するものであり、同国の経済活動と結びついているものであるから、この基準を満たす。



# Abaclat事件、Ambiente事件及びDeutsche Bank事件 仲裁廷による事項管轄の「拡大」(1)

1. 国に対する債権及び国・公的機関が発行する金融商品につき投資財産該当性を認めたICSID仲裁の先例：Fedax対ベネズエラ事件、CSOB対スロバキア事件、Alpha Projectholding対ベネズエラ事件
2. (a) Abaclat事件、Ambiente事件及びDeutsche Bank事件と、  
(b) Fedax事件、CSOB事件及びAlpha Projectholding事件との間の相違
  - (i) 準拠法が投資受入国法か否か
  - (ii) 外国裁判所の管轄の有無
  - (iii) 当該「投資」と、投資受入国内の特定のプロジェクトや企業との関連の有無

# 契約上の管轄裁判所とICSID仲裁の「競合」(1)

## 1. 主権免除の不適用

- 1) 英国1978年主権免除法3条1(a)(b)
- 2) 米国1976年外国主権免責法1605条(a)(2)、 Republic of Argentina v. Weltover, 504 U.S. (1992) 604
- 3) Standard Chartered Bank v Ceylon Petroleum Corporation [2011] EWHC 1785 (Comm) [2012] EWCA Civ 1049

↓ 同一の事実関係に基づき

条約違反の請求	契約違反の請求
投資協定仲裁(利用可能な場合、ICSID)	契約上の管轄裁判所(例: ニューヨーク州裁判所、英国高等法院)

## 契約上の管轄裁判所とICSID仲裁の「競合」(2)

### 2. ICSID仲裁の「自動執行力」? → 執行手続における主権免除

- 1) ICSID条約54条3項:「仲裁判断の執行は、執行が求められている領域の属する国で現に適用されている判決の執行に関する法令に従って行なわれる」
- 2) ICSID条約55条:「第54条のいかなる規定も、いずれかの締約国の現行法令でその締約国又は外国を執行から免除することに関するものに影響を及ぼすものと解してはならない」
- 3) 主権免除を認めICSID仲裁判断の執行を拒否した事例: Liberian Eastern Timber Corporation v. Liberia, Decision of 12 December 1986 of the U.S. District Court, Southern District of New York, 650 F. Supp. 73 (1986); AIG Capital Partners Inc v Kazakhstan [2005] EWHC 2239 (Comm); [2006] 1 W.L.R. 1420 [2006] 1 All E.R. 284

# 契約上の管轄裁判所とICSID仲裁の「競合」(3)

## 3. ICSID仲裁判断の「自主的履行力」

1) (アルゼンチンの例外を除き) ICSID仲裁判断の高い履行率

2) 要因

(i) 世界銀行からの貸付停止リスク

(ii) 各国の政治的意思？



ICSID仲裁の、契約上の管轄裁判所に対する「優位性」

# まとめ

ISDS仲裁を背景とした投資協定の運用・戦略的活用

VS.

協定締約国の意思を離れた解釈をコントロールする必要性

ご清聴ありがとうございました。



**WIAS**

早稲田大学高等研究所  
Waseda Institute for Advanced Study

早稲田大学高等研究所

助教・弁護士 石川知子

LL.M. (Cantab); Ph.D, (UCL)

Phone: +81 3 5286 2106(研究室)

E-mail: mane@tkc.att.ne.jp